

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の社会福祉活動の普及及び推進に資するため、特に社会福祉に功労があったものに対し、本会会長がこれを表彰し、又は感謝の意を表することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 本会の会長又は副会長として在職し、退任した者
- (2) 本会の役員又は評議員として通算8年以上在職し、退任した者。ただし、茅野市職員としての役職により選任された者を除く。
- (3) 民生委員・児童委員として3期（9年）以上在職し、退任した者
- (4) 地区社会福祉協議会会長として4年以上在職し、退任した者
- (5) 社会福祉活動が特に優秀な地区社会福祉協議会
- (6) ボランティア活動に貢献し特にその功績が顕著な者、グループ、団体、学校、社会福祉施設、企業等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に優れた善行又は功績があり表彰することが適当と会長が認めた者又は団体

(感謝の対象)

第3条 会長が感謝の意を表するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 本会の社会福祉事業のため、10万円以上相当額の金品を寄附した者又は団体
- (2) 本会の社会福祉事業のため、通算10年以上金品を寄附した者又は団体
- (3) 本会の特別賛助会員又は法人賛助会員として通算10年以上会費を納めた者又は団体
- (4) 本会が行う社会福祉事業に労力的、経済的又はその他の方法によって積極的に協力援助を行い、その功績が特に顕著と認められる者又は団体

(受賞者の選考)

第4条 表彰又は感謝の受賞者は、次条に規定する表彰審査会の意見を聴いて会長が決定する。

(表彰審査会)

第5条 表彰又は感謝の受賞者の適格性について審議し、及び答申するため、表彰審査会を設置する。

- 2 表彰審査会の委員は、副会長2名、事務局長及び会長が選任する役員若干名とする。
- 3 委員の任期は、それぞれの職に在任する期間とする。
- 4 表彰審査会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
- 5 委員長は、表彰審査会を代表し、これを統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(表彰又は感謝の時期)

第6条 表彰又は感謝は、茅野市社会福祉大会において行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に会長が必要と認める場合、随時、行うことができる。

(表彰又は感謝の方法)

第7条 表彰又は感謝は、会長が表彰状又は感謝状を授与するほか、金品を併せて贈呈することができる。

(追彰)

第8条 表彰又は感謝は、故人に対しても行うことができる。この場合において、表彰状又は感謝状はその遺族に贈呈する。

(対象除外)

第9条 第2条及び第3条に規定する対象のうち、過去に、次の各号のいずれかに該当するものは、その対象から除外するものとする。

- (1) 社会福祉関係で、叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者
- (2) 社会福祉関係功労者として厚生労働大臣表彰又は同特別表彰を受けた者
- (3) 社会福祉事業功労者として全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (4) 社会福祉功労者として長野県知事表彰を受けた者
- (5) 社会福祉功労者として長野県社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (6) 社会福祉功労者として茅野市長表彰を受けた者

(表彰又は感謝の公表)

第10条 この規程により表彰又は感謝を行った場合は、本会の広報紙及びホームページによりこれを公表する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成29年3月6日)

(施行日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会表彰規程(昭和48年4月1日)及び社会福祉法人茅野市社会福祉協議会表彰規則(昭和50年6月16日)は、廃止する。

附 則 (令和5年3月13日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月1日)

(施行期日)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 (令和7年7月31日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第3条第3号に規定する賛助会員、特別会員又は法人会員として会費を納めた者又は団体の年数は、改正後の第3条第3号に適用するものとする。